

装プ事第5427号

28.4.8

一部改正 装プ事第4988号

令和2年3月31日

防衛政策局長
整備計画局長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房総務官 殿
防衛装備庁長官官房人事官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

ライフサイクルの移行管理について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

ライフサイクルの移行管理について

(趣旨)

第1 本通達は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）第14条のライフサイクルの移行管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ライフサイクルコストのベースライン ライフサイクルコストの見積及び管理要領について（装プ事第1919号。28. 2. 15）第2第1号のライフサイクルコストのベースラインをいう。
- (2) 装備品等の形態 装備品等の主要構成品ごとの形状、諸元（寸法を含む。）、構造（部品、材料を含む。）、機能、性能及び構成をいう。
- (3) 変更管理 変更履歴を把握して、評価することをいう。

(移行管理の目的)

第3 移行管理は、取得マネジメントを適切に実施する観点から、移行に必要な基準に適合しているかどうかを確認することにより、取得プログラムの実施状況及び管理状況を評価し、今後の取得における課題を整理することを目的に行う。

(移行管理の基準)

第4 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、訓令第14条第1項の移行管理においては、次に掲げる基準に適合しているかどうかを評価するものとする。

- (1) 取得プログラムの目標を達成することが可能であると見込まれること。
- (2) ライフサイクルコストのベースラインの案が示されていること。
- (3) ライフサイクルコストの変動について差異分析が行われていること。
- (4) 次の段階におけるリスクの管理について適切な計画が示されていること。
- (5) 装備品等の形態について変更管理が適切に行われていること。

(雑則)

第5 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、プロジェクト管理部長が定めるものとする。